

◇ 加美町から転出される方へ ◇

転出の手続きに伴って、下記の手続きが必要です。
該当するものについて、それぞれ手続きを行ってください。

加美町での手続き			
窓 口 手 続 き に 関 する こ と	国民健康保険加入者	資格証を返納してください。	町 民 課 (63-3112) 小野田支所 (67-2111) 宮 崎 支 所 (69-5111)
	印鑑登録	印鑑登録証を返納してください。 転出日をもって登録が廃止となります。	
	井戸水使用者	井戸水使用世帯（住所）から転出する場合は、 「下水道使用開始等届」の提出が必要です。	
子 ど も ・ 医 療 ・ 福 祉 に 関 する こ と	小中学校の児童・生徒	<u>加美町で通っていた学校から</u> 、「在学証明書、 教科書無償給与証明書」をお受取りください。	教育委員会 (69-5112)
	児童手当受給者	<u>「町外転出に伴う手続きについて」</u> をご確認の うえ、手続きをしてください。	こども家庭課 (87-8730)
	◆児童扶養手当受給者 ◆特別児童扶養手当受給者	手続きが必要な場合があります。 詳しくはお問い合わせください。	
	母子父子家庭医療費助成 受給者	受給者証を返納してください。	
	子ども医療費助成受給者	受給者証を返納してください。	町 民 課 (63-3112) 小野田支所 (67-2111) 宮 崎 支 所 (69-5111) こども家庭課 (87-8730)
	心身障害者医療費助成受 給者		高齢障がい福祉課 障がい福祉係 (63-7872)
	◆自立支援医療(更生医療・ 育成医療)受給者 ◆各種障害福祉サービス受 給者		
	後期高齢医療制度加入者	<u>県外へ転出する方のみ</u> 手続きをしてください。	保険健康課保険給付係 (63-7871)
	介護保険受給者	<u>介護認定を受けている方</u> は、「介護保険受給資 格証明書」の交付を受けてください。	高齢障がい福祉課 高齢者福祉係(63-7872)
そ の 他	125CC 以下のバイク、小 型特殊自動車をお持ちの 方	ナンバープレートを持って廃車手続きをして ください。	税 務 課 (63-3114) 小野田支所 (67-2111) 宮 崎 支 所 (69-5111)
	海外に転出する方 (1年以上海外に住む方)	帰国後、転入する際はパスポートをお持ちくだ さい。	町 民 課 (63-3112) 小野田支所 (67-2111) 宮 崎 支 所 (69-5111)

裏面に続きます≫≫≫

転入届について

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、新住所地の市区町村窓口で転入届の手続きをしてください。
正当な理由がなく、14日以内に届出をしないと過料に処される場合があります。

【手続きに必要なもの】

- ①「転出証明書」または「マイナンバーカード」、「住民基本台帳カード」
- ② 本人確認書類（免許証など）

- ❖ 転出証明書に記載された転入先住所とは違う場所に転入する場合でも、お渡しした転出証明書を提示してください。
- ❖ 転出を取りやめた時は、転出証明書を持って、加美町役場で転出取り消しの手続きをしてください。
- ❖ 転出証明書を失くした時は、加美町役場で再交付の手続きをしてください。

《加美町役場》

町 民 課 0229-63-3112

小野田支所 0229-67-2111

宮 崎 支 所 0229-69-5111

転入先住所地での手続き	
個人番号カード (マイナンバーカード)	新住所を追記しますので、窓口に提示してください。
印鑑登録	<u>必要な場合は</u> 、新住所地で改めて登録してください。 詳しくは、新住所地の窓口にお問い合わせください。
国民健康保険加入者	転入先市町村の国民健康保険の加入手続きをしてください。
国民年金受給者	年金手帳・証書、認め印を持って住所変更手続きをしてください。
小中学校の児童・生徒	加美町で通っていた学校から発行された「 <u>在学証明書と教科書無償給与証明書</u> 」を持って、転校の手続きをしてください。
児童手当受給者	転入手続きの際にお渡しした「 <u>町外転出に伴う手続きについて</u> 」を確認のうえ、手続きをしてください。
◆児童扶養手当受給者 ◆特別児童扶養手当受給者	<u>引き続き受給される場合は</u> 、手当証書を持って、住所変更手続きをしてください。
◆子ども医療費助成受給者 ◆母子父子家庭医療費助成受給者 ◆心身障害者医療費助成受給者	医療費制度は市町村によって異なります。お持ちいただく書類などについて、 <u>あらかじめ新住所地に確認のうえ</u> 、手続きをしてください。
◆療育手帳 ◆精神障害者保健福祉手帳	手帳、認め印を持って住所変更手続きをしてください。 <u>県外または仙台市に転入する方は、顔写真が必要になりますので</u> 、サイズや枚数を <u>あらかじめ新住所地に確認のうえ</u> 、手続きをしてください。
◆身体障害者手帳	手帳を持って住所変更手続きをしてください。
◆自立支援医療（精神通院）、（更生医療・育成医療）受給者 ◆各種障害福祉サービス受給者	お持ちいただく書類などについて、 <u>あらかじめ新住所地に確認のうえ</u> 、手続きをしてください。
外国人の方	在留カード・特別永住者証明書、マイナンバーカードを持参して転入手続きをしてください。
犬を飼っている方	<u>加美町の鑑札</u> を持って手続きをしてください。
125CC以下のバイク、小型特殊自動車をお持ちの方	<u>廃車証明書</u> を持って登録手続きをしてください。

◎手続きの際は、手続きする方の本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど顔写真のあるもの）を持参してください。